



2024年11月13日

各位

会社名 株式会社 マネーフォワード  
代表者名 代表取締役社長 CEO 辻 庸介  
(コード番号: 3994 東証プライム)  
問合せ先 取締役 金坂直哉  
グループ執行役員 CFO 兼 CSO  
(TEL. 03-6453-9160)

**株式会社マネーフォワードの子会社（マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社）によるアウトルックコンサルティング株式会社（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ**

当社の子会社であるマネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社（以下「MFCC」といいます。）は、2024年11月13日付けで、アウトルックコンサルティング株式会社（証券コード：5596、東証グロース、以下「アウトルックコンサルティング」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付けにより取得すること、及びアウトルックコンサルティングとの間で資本業務提携契約を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

詳細については、MFCCが2024年11月13日に公表した、添付の「アウトルックコンサルティング株式会社株式（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社の概要

所在地	東京都港区芝浦三丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS 21階
代表者の役職・氏名	代表取締役 島内 広史
事業内容	経営管理領域におけるソフトウェアの設計・販売及び経営管理に関するコンサルティングサービスの提供、並びに、これら事業を行う会社等の株式又は持分の保有
資本金	5万円

以上

本資料は、株式会社マネーフォワードによる有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社（公開買付者）が株式会社マネーフォワード（公開買付者の親会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて行う公表を兼ねております。

各位

会社名 マネーフォワードクラウド  
経営管理コンサルティング株式会社  
代表者名 代表取締役 島内 広史  
問合せ先 株式会社マネーフォワード取締役  
役グループ執行役員 CFO 兼 CSO 金坂 直哉  
(TEL. 03-6453-9160)

## アウトロックコンサルティング株式会社株式（証券コード：5596）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、アウトロックコンサルティング株式会社（証券コード：5596、東証グロス、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること、及び対象者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。当該契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的等

##### (1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社マネーフォワード（以下「マネーフォワード」といいます。）が100%を出資する株式会社です。公開買付者は、本日開催の取締役会において、対象者をマネーフォワードの連結子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロス市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、本公開買付けにより取得することを決議するとともに、対象者との間で、本日付で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。なお、本日現在、マネーフォワードグループ（公開買付者並びにマネーフォワードの子会社及び関連会社を総称していいます。以下同じとします。）は、対象者株式を所有していません。

また、本資本業務提携契約の詳細については下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

公開買付者は、対象者の筆頭株主（2024年9月30日時点）であるAG2号投資事業有限責任組合（所有株式数：1,707,200株、所有割合（注1）：46.62%。以下「本応募合意株主」といいます。なお、本応募合意株主は、投資先企業の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを主たる目的として、2016年6月29日に無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「アスパラントグループ」といいます。）により、組成された投資事業有限責任組合です。）との間で、2024年11月13日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て（1,707,200株、所有割合：46.62%。

以下「本応募合意株式」といいます。)について、本公開買付けに応募することを合意しております。本応募契約の詳細については下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「② 本応募契約」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(非連結)」に記載された2024年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(3,578,160株)(以下「本基準株式総数」といいます。)に、対象者から報告を受けた同日現在残存する新株予約権420,230個(以下「本新株予約権」(注2)といいます。)の目的となる対象者株式の数(84,046株)を加算した株式数(3,662,206株)(以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じとします。

(注2) 本新株予約権420,230個の内訳は下記のとおりです。なお、本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としておりますが、本新株予約権は本公開買付けの対象ではありません。

新株予約権の名称	個数	目的である対象者株式の株式数	権利行使期間
第1回新株予約権	173,170個	34,634株	2024年5月1日～ 2032年4月28日
第2回新株予約権	247,060個	49,412株	2025年6月1日～ 2033年5月23日

本公開買付けにおいて、公開買付者は、本応募合意株主からの本応募合意株式の取得及び少数株主からの応募によって対象者の総議決権の過半数を所有し、対象者をマネーフォワードの連結子会社化することを目的としていることから、買付予定数の下限を1,834,800株(所有割合:50.10%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付等を行いません。他方で、公開買付者は、本公開買付けは対象者を連結子会社とすることを目的としていること、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けが成立した場合においても、公開買付者及び対象者は引き続き対象者株式について、東京証券取引所グロース市場への上場を維持する方針であることから、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を2,197,400株(所有割合:60.00%)と設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(2,197,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。この場合、本応募合意株主は本公開買付け後も本応募合意株式の一部を所有することになりますが、本公開買付け成立後の対象者の流通株式比率が東京証券取引所グロース市場の上場維持基準に抵触する可能性も踏まえて、都度、処分等の決定を行う方針とのことです。また、本応募合意株主は、本応募契約において、本公開買付け成立後、決済の開始日時点における対象者株式の流通株式比率が25%を下回ると合理的に算出される場合、本応募合意株主が所有する対象者株式のうち当該下回る割合に相当する株式数を決済の開始日の属する事業年度の末日までに売却するよう商業上合理的な範囲で努力する義務を負っております。

なお、対象者が2024年11月13日に公表した「株式会社マネーフォワードの子会社（マネーフォワードクラウド経営管理コンサルティング株式会社）による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明並びに同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者における意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

マネーフォワードは、2012年5月にマネーブック株式会社として設立され、同年12月に商号を現在の商号である株式会社マネーフォワードに変更しております。2017年9月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2021年6月には東京証券取引所市場第一部に上場市場を変更しております。また、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しに伴い、現在は東京証券取引所プライム市場に上場市場を移行しております。

マネーフォワードグループは、マネーフォワード並びに公開買付者を含む子会社23社及び持分法適用関連会社3社（2024年8月31日時点）で構成されており、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というMissionの下、「すべての人の『お金のプラットフォーム』になる。」というVisionを掲げ、法人及び個人のお金に関する課題を解決するイノベティブなサービスづくりに取り組んでおります。マネーフォワードグループは、法人向けサービスを提供するMoney Forward Business ドメイン、個人向けサービスMoney Forward Home ドメイン、金融機関のお客様向けにサービス開発を行うMoney Forward X ドメイン、金融ソリューションの開発を行うMoney Forward Finance ドメイン、SaaS（Software as a Service）企業のマーケティング・セールスを総合的に支援するSaaS Marketing ドメインの5つのドメインにおいて、事業を運営しております。

各ドメインにおける主たるサービス内容は以下のとおりです。

<Money Forward Business>

●サービスの特徴及び優位性

当該ドメインの中心サービスである『マネーフォワード クラウド』は、バックオフィス向けの業務効率化ソリューションです。会計・確定申告のサービスから始まり、現在では経理財務領域に留まらず人事労務、法務、情報システム領域の幅広い機能を取り揃え、個人事業主や中小企業だけでなく、中堅企業にも導入が進んでおります。『マネーフォワード クラウド』は、モジュール間でデータをシームレスに連携できることはもちろん、銀行口座やクレジットカードの情報等のサードパーティのデータを自動で収集・記録することもできます。これにより、バックオフィス業務を大幅に効率化できるほか、経営状況をリアルタイムで把握し、改善につなげることができます。

生産年齢人口の減少により、今後ますます労働力確保が難しくなってくるが見込まれる中、日本の経済

活動を支える中小・中堅企業の生産性の改善、収益性の向上は急務の課題となっていると考えております。このような状況の打開に向けて、電子帳簿保存法の改正や年末調整手続きの電子化等、様々な規制緩和が行われております。また、インボイス制度への対応や、リモートワーク等の新しい働き方の広がりによるDX（デジタルトランスフォーメーション）への需要を受け、クラウドサービスのニーズはさらに高まっていると考えております。今後も各サービスにおける提供価値の向上を目指すとともに、特に中堅企業向けのサービスの利便性向上に向けた機能開発とサービス間連携の強化を推進します。

## ●収益構造

### バックオフィス SaaS 領域

『マネーフォワード クラウド』（注1）、『STREAMED』（注2）、『Manageboard』（注3）、『V-ONE クラウド』（注4）等をサービスやプランによって異なる価格帯にて月額又は年額課金の形態にて提供しております。解約率が非常に低いため（注5）、新規ユーザーの増加に従って、収益がストック型で増えるモデルとなっております。主な販売経路は①マネーフォワードグループの営業人員による士業事務所（注6）への販売、②ウェブサイトでの販売、③マネーフォワードグループの営業人員による中堅企業への販売であります。また、フロー収入として、導入支援手数料、『マネーフォワード ビジネスカード』等の決済手数料、イベントの協賛金・参加金売上、株式会社ナレッジラボ（以下「ナレッジラボ」といいます。）におけるコンサルティング売上等を計上しております。

（注1） 『マネーフォワード クラウド』とは、マネーフォワードが提供する、経理財務・人事労務・法務・個人事業主といったバックオフィス全体をシームレスに連携し、面倒な手作業を自動化するクラウドサービスをいいます。

（注2） 『STREAMED』とは、マネーフォワードグループの株式会社クラビスが提供する、自動記帳サービスをいいます。なお、マネーフォワードは、2024年12月1日を効力発生日（予定）として、マネーフォワード100%出資の連結子会社である株式会社クラビスを吸収合併することを決議し、合併契約を締結しております。同吸収合併の詳細については、マネーフォワードが2024年5月16日に公表した「当社連結子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」をご参照ください。

（注3） 『Manageboard』とは、マネーフォワードグループのナレッジラボが提供する、クラウド上で予実・キャッシュフロー管理が可能な経営管理プラットフォームをいいます。

（注4） 『V-ONE クラウド』とは、マネーフォワードグループの株式会社アール・アンド・エー・シーが提供する入金消込／債権管理業務に特化したクラウドサービスをいいます。

（注5） 法人向け『マネーフォワード クラウド』の2023年11月期における平均月次解約率は0.8%です。

（注6） 主に会計士事務所、税理士事務所を示しております。

### <Money Forward Home>

## ●サービスの特徴及び優位性

『マネーフォワード ME』を中核に、各種サービスを通して個人のお金に関する課題を解決することを目的に運営しております。スマートフォンの普及を背景に、ユーザーの家計や資産などお金の情報を可視化するとともに一元管理することで、理想の家計や資産状況に向けた改善案を提示しております。

『マネーフォワード ME』では、マネーフォワードグループが独自で保有するアカウントアグリゲーション（注7）技術を活用し、複数の金融機関等にある口座の残高や入出金の履歴などのデータを集約・分類して表示させることができます。それによって、『マネーフォワード ME』のユーザーは、銀行、クレジットカード、証券、保険、年金、ポイントなど、お金に関する情報を一元管理することが可能になります。さらには、お金の動きをアラートしてくれる「MY 通知」や、家計資産サポート、家計診断機能により、理想の家計や支出バランスを追求することが可能となります。併せて、従来のプレミアムサービスに『マネーフォワード ME』の資産形成に特化した「資産形成アドバンスコース」（月額 980 円）を新設するなど、同プロダクトの提供価値向上にも努めております。また、くらしの経済メディア『MONEY PLUS』、各種セミナー・イベント、ファイナンシャルプランナーに無料で家計の相談ができる『マネーフォワード お金の相談』を通じて、お金のまつわる様々な情報の提供も行っております。電気代などの固定費の削減をサポートする『マネーフォワード 固定費の見直し』等、ユーザーのお金の課題解決に資するサービスも提供しております。

（注7） 「アカウントアグリゲーション」とは、ユーザーが保有する、銀行、証券、クレジットカードなど複数の金融機関の口座の残高や入出金履歴といった情報を取得・集約する技術をいいます。

## ●収益構造

### プレミアム課金

『マネーフォワード ME』は、いわゆるフリーミアムモデル型（注8）のサービスです。複数の口座残高の一括管理や、取引履歴を食費や光熱費等のカテゴリに自動で分類・グラフ化を行うなどの基本的な機能は無料で提供しておりますが、月額約 500 円のプレミアムサービスとして、詳細分析機能、金融関連サービス 5 件以上の連携機能、1 年以上前の過去データの蓄積機能、将来シミュレーション機能、家計診断による節約ポイントの把握などの上位機能を提供しております。また、資産形成に特化した「資産形成アドバンスコース」については、月額約 980 円にて機能を提供しております。

### メディア／広告収入

『マネーフォワード ME』及び『MONEY PLUS』における広告掲載料、イベントやセミナーの開催に伴う運営収入を計上しております。『マネーフォワード お金の相談』や『マネーフォワード 固定費の見直し』等に関しては、連携する外部サービスに対する送客に応じた対価を収受しております。

（注8） 「フリーミアムモデル型」とは、基本的なサービスはすべて無料で提供し、一部の機能を有料で提供するビジネスモデルをいいます。

## <Money Forward X>

## ●サービスの特徴及び優位性

『マネーフォワード クラウド』、『マネーフォワード ME』の開発やデザインノウハウを活かし、アプリや web サービスの企画・開発を行っております。主な提供サービスとして、金融機関の個人顧客向けの自動家計簿・資産管理サービス『金融機関・特定サービス向けマネーフォワード』、通帳アプリ『デジタル通帳・かんたん通帳』、金融関連サービスの資産データや決済データを蓄積・分析する共通基盤『マネーフォワード Fintech プラットフォーム』等が挙げられます。また、地域金融機関の法人顧客向け DX サービス『Mikatano』（注9）の提供も堅調に拡大しており、36 の地域金融機関が参画し、地域の中小企業のデジタル化の第一歩を支援しております。

(注9) 『Mikatano』の主な機能として、資金繰りの管理、請求書管理、証憑書類の保存、コミュニケーションツールなどがあげられます。

#### ●収益構造

『金融機関・特定サービス向けマネーフォワード』や『デジタル通帳・かんたん通帳』等の保守・運用にかかる月額課金や、『Mikatano ワークス』の月額課金をストック収益として収受するほか、開発、プロモーション支援等により発生する一時的なフロー収益を収受しております。

<Money Forward Finance>

#### ●サービスの特徴及び優位性

主なサービスとして、企業の資金繰りをサポートする、企業間後払い決済サービス『マネーフォワード ケッサイ』及び売掛金早期資金化サービス『マネーフォワード アーリーペイメント』を提供しております。独自の与信モデルにより、スピーディーに審査ができ、企業における資金繰り早期化ニーズ、請求業務のアウトソースニーズに迅速に対応できていると考えております。さらには、株式会社三菱UFJ銀行との合弁会社として設立した株式会社 Biz Forward を通じて、中小企業向けオンライン型ファクタリングサービス『SHIKIN +』及びクラウド型 BtoB 請求代行サービス『SEIKYU+』を主に中小企業向けに提供しております。

#### ●収益構造

『マネーフォワード ケッサイ』、『マネーフォワード アーリーペイメント』、『SEIKYU+』、『SHIKIN+』の手数料収入を計上しております。

<Money Forward SaaS Marketing>

#### ●サービスの特徴及び優位性

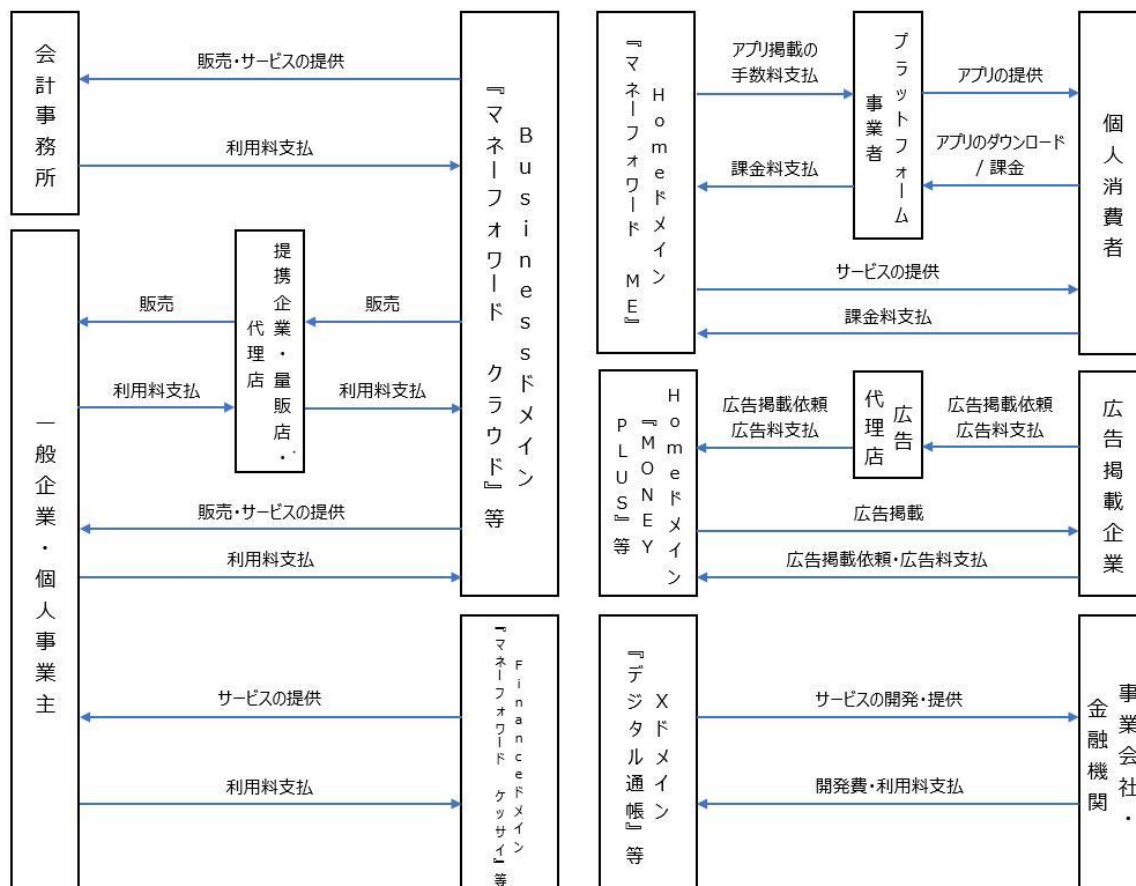
当該ドメインにおいては、「for SaaS」をテーマに、あらゆる SaaS 企業のマーケティング活動の段階的なプロセスである、リードジェネレーション（見込み客の獲得）からナーチャリング（見込み客の育成）、インサイドセールス（見込み客に対して非対面で行う内勤営業）までを一気通貫で支援するソリューションを提供できるサービスラインアップと体制を構築しております。『BOXIL SaaS』は、法人向けクラウドサービスを無料で比較し、まとめて資料請求できる SaaS 比較情報サイトであり、導入事例などを含めた製品情報を網羅することで、SaaS 選定における非効率さを無くすことを目指しております。ここで培ったノウハウとコンテンツ力を活かし『BOXIL EXPO』においては、SaaS を提供する企業が一堂に集う展示会の開催を行っております。また、『BALES』においては、インサイドセールス代行やコンサルティングサービスを提供し、そのノウハウをベースに開発した『BALES CLOUD』においては、インサイドセールス業務の管理や効率化を実現するクラウドサービスを提供しております。加えて、『ADXL』においては、特に SaaS 領域に特化したデジタルエージェンシー（インターネット系広告代理店）として、SaaS 企業のマーケティング活動を、戦略立案から運用、実行、データ分析を通じて支援しております。2023 年 12 月にはクラウド活用と生産性向上の専門サイト『BizHint』の運営を行う株式会社ビズヒントをマネーフォワードグループの傘下に収めました。

#### ●収益構造

『BOXIL SaaS』におきましては、広告主に対して、月額基本料及び資料請求数に応じた課金を行い、『BOXIL EXPO』については出展企業より出展料を収受しております。また、『BALES』におきましては、インサイドセールス業務の内容やボリューム等に応じて課金を行い、『BALES CLOUD』においてはサービスやプランによって異なる価格帯にて月額又は年額課金の形態にて提供しております。加えて『ADXL』においては、SaaS企業に対してマーケティングサービス等を提供し、これに応じた対価を収受しております。

[事業系統図]

主たる収益構造を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



公開買付者は、マネーフォワードグループの中において、2024年6月に「株式会社SMF」という商号でマネーフォワードの完全子会社として設立され、マネーフォワードグループのMoney Forward Business ドメインにおいて、経営管理領域における企業経営のコンサルティングサービスの提供及びこれに関するソフトウェアの設計・販売・及び経営管理に関するコンサルティングサービスの提供導入支援等、並びに、これら事業を行う会社を統括する中間持株会社として運営していく目的で、2024年10月に現在の商号に変更いたしました。なお、現時点において公開買付者は子会社を有しておらず、また事業も行っておりません。

マネーフォワードは、マネーフォワードグループにおける経営管理領域への更なる拡大を目指し、グループ内における組織再編を実施すること、また他社との戦略的な提携の機会を模索しております。マネーフォワードグループは、「規律ある M&A (グループジョイン) 戦略の継続と、グループ資本戦略の最適化の推進」を成



長戦略の一つとして掲げ、これまでに7社（連結子会社のみを対象）のグループジョインを実現してまいりました。

2018年7月にマネーフォワードグループにグループジョインしたナレッジラボは、クラウド上で予実・キャッシュフロー管理が可能な経営管理プラットフォーム『Manageboard』とバックオフィス向けの業務デザインコンサルティングサービスを展開しております。本公開買付けの公表と同日付で公表した「簡易株式交換による株式会社ナレッジラボの完全子会社化に関するお知らせ」に記載のとおり、マネーフォワードはナレッジラボを簡易株式交換により、2025年1月1日を効力発生日とし、完全子会社化することを決定しております。

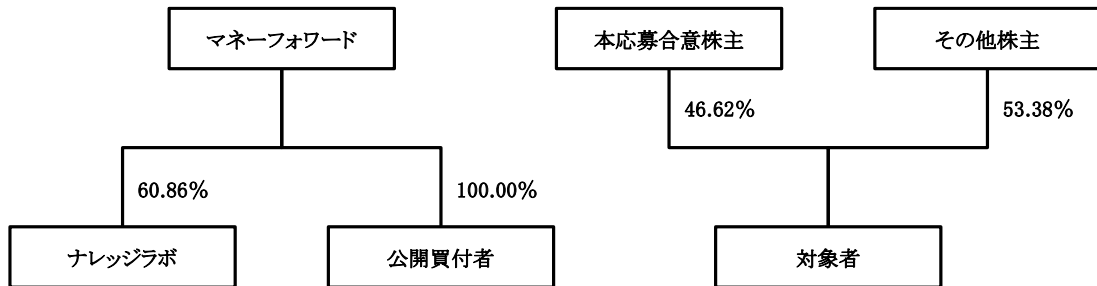
なお、後述の対象者との意見交換等を踏まえ、マネーフォワードは、当該株式交換の効力発生後、ナレッジラボを公開買付け者の完全子会社とするべく組織再編を実施することを予定しておりますが、その具体的な時期、方法及び条件は未定であり、本公開買付けが成立した後に詳細を決定する予定です。

また、公開買付け者は、マネーフォワードと協議のうえ、本公開買付けが成立した後に、ナレッジラボの組織再編及び同社の他に経営管理領域の事業を有する会社のグループジョインを実現することにより、マネーフォワードグループの経営管理領域の事業を統括する会社となることを計画しております。

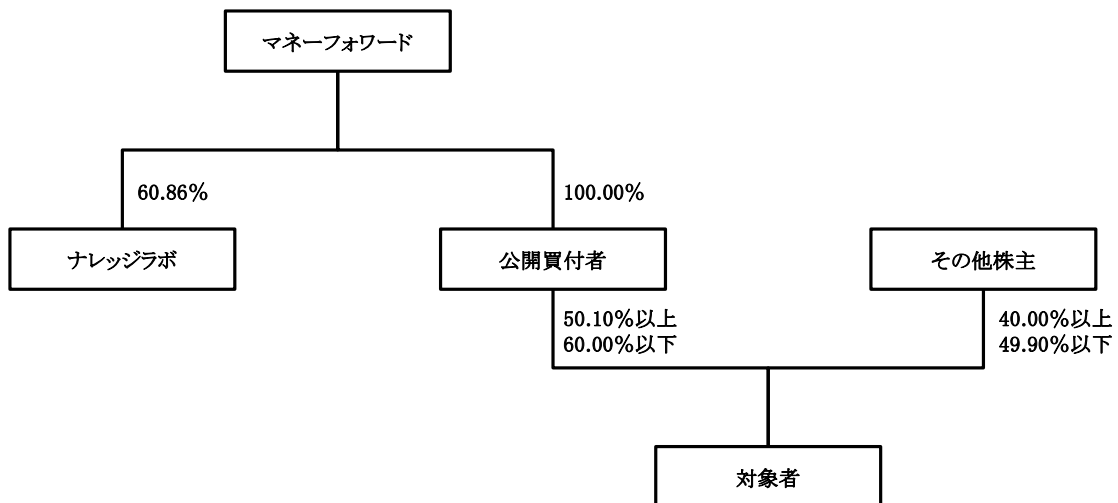
なお、ナレッジラボの顧客は個人事業主から中小企業、中堅企業といった非上場会社を中心である一方、対象者の顧客は上場会社を中心とした大企業であり、顧客属性が異なることから、事業における実質的な競合は生じないものと考えております。

公開買付け者、対象者及び本応募合意株主の（i）現状、（ii）公開買付け者による対象者の連結子会社化時点、（iii）マネーフォワードによるナレッジラボとの株式交換に係る効力発生日時点、（iv）公開買付け者によるナレッジラボを完全子会社とする組織再編後における資本関係は、次のとおりです。

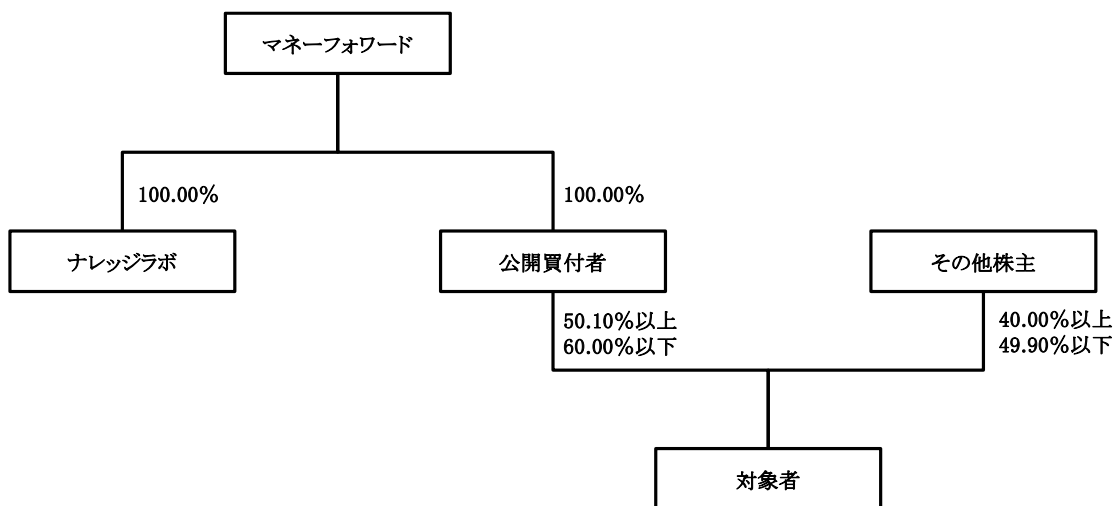
（i）現状



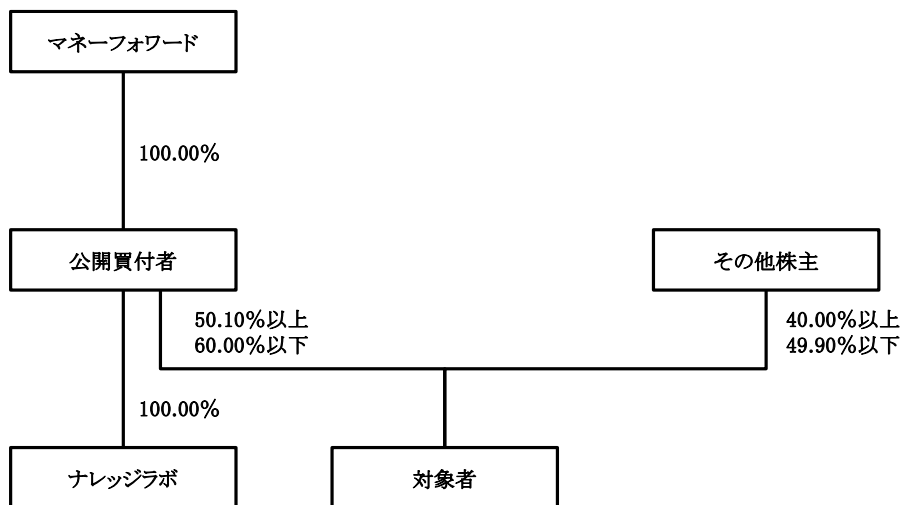
（ii）公開買付け者による対象者の連結子会社化時点（2024年12月18日予定）



(iii) マネーフォワードによるナレッジラボとの株式交換に係る効力発生日（2025年1月1日予定）



(iv) 公開買付者によるナレッジラボを完全子会社とする組織再編後



(注10) 上記(i)乃至(iv)の図中に記載の割合は、議決権所有割合を示しております。

(注11) 上記(ii)乃至(iv)の図中には、本応募合意株主は記載しておりませんが、上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの結果、本公開買付けの応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(2,197,400株)を超える場合には、本応募合意株主は本公開買付け後も本応募合意株式の一部を所有することになります。

他方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、戦略立案、予算編成、予測等の経営管理に特化した管理システム「OutlookSoft」の販売代理店業を行うことを目的として、2006年4月にOutlookSoft Japan株式会社の商号で設立されたとのことです。日本における「OutlookSoft」の販売は、大企業向けに順調に拡大していったものの、2007年にドイツのSAP SEがOutlooksoft Corporationを買収したことを契機に、対象者は「OutlookSoft」販売代理店業から脱却を企図し、2009年1月に現商号へ変更したとのことです。その後、対象者は、企業の予算管理・予算編成・経費予算管理などの管理会計・経営管理を高度化・効率化するための独自開発のクラウド対応型経営管理システム「Sactona」の開発・販売・導入・保守・インフラストラクチャー(注12)提供を事業とし、多くの国内企業へ導入を行ってきているとのことです。なお、対象者の収益は、コンサルティング収入によるコンサルティングビジネスと、製品ライセンス収入及びインフラサービス収入によるベースビジネスの二つの構成で成り立っているとのことです。

2019年2月、対象者の当時の代表取締役は対象者の更なる発展のためには付加価値をもたらす新たな株主に経営を委ねる事業承継が適切であると考え、M&A助言会社からの紹介で対象者の持株会社であったAcclaim Capital株式会社の全株式の譲渡を検討したとのことです。本応募合意株主を業務執行組員として運用するアスパラントグループは、①潜在的な競争力はあるが、②何らかの理由でその競争力を十分発揮できておらず、③これらを解決することで、中長期的な成長軌道に乗せることができる、企業を投資対象としております。投資対象企業の業種については、特段の制約は設けていないものの、ソフトウェア業界は投資先の一つの柱となっているとのことです。これらから、アスパラントグループは、対象者の役職員と共通の目標を持ち、合理化と成長の両面を追求することで、対象者、産業、投資家、社会全体に貢献できるものと判断したため、上記M&A助言会社からの紹介、入札及び交渉を経て株式譲受を決定したとのことです。その後、対象者株式については、2023年12月に東京証券取引所グロース市場に上場しているとのことです。

(注12) インフラストラクチャーとは、「Sactona」を利用するために必要なOS、ソフトウェア等及び「Sactona」をインストールしたサーバをネットワーク上で提供することをいいます。

このような背景の中、マネーフォワードは、2024年8月1日、アスパラントグループへ、従来から戦略的な提携候補先として動向を注視していた対象者の紹介を依頼いたしました。アスパラントグループにおいては、対象者に対する投資回収の機会の選択肢の一つとして、対象者と事業上のシナジーが見込まれる他社への持分売却を検討していたことから、両社の意向が合致し、アスパラントグループはマネーフォワードを対象者へ紹介することに合意しました。マネーフォワードは、アスパラントグループからの紹介を受けて、2024年8月20日、対象者に対して、マネーフォワードが対象者の議決権の少なくとも過半数を所有する資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることについての提案書を提示いたしました。その後、対象者との間で長期的な経営環境や対象者を取り巻く市場の変化を踏まえたソフトウェア業界全般やマーケティング領域における協業の可能性について意見交換を行ってまいりました。このような議論を行う中で、マネーフォワード及び対

象者は、対象者が保有する製品や企業理念 (VALUES: お客様のために、世界に広げる、より良い未来のために) が、マネーフォワードが社会に約束する行動指針 (User Focus、Tech & Design、Fairness) と概ね一致すること、下記[本公開買付け成立後の協業関係構築を通じた施策及びシナジー]に記載のとおり、マネーフォワードと対象者の事業上のシナジー効果は十分に存在すると考えられること、また、マネーフォワードと対象者の資本提携を契機として、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」の「(ii) 業務提携に関する事項」に記載のとおり、両社のより一層の企業価値向上を図るための施策を講じることができると判断したことから、マネーフォワードと対象者が資本提携を行うことによりマネーフォワード、対象者双方の収益拡大による企業価値向上が見込めると判断いたしました。また、マネーフォワード及び対象者は、マネーフォワードによる対象者株式の取得を法令上全部買付義務及び全部勧誘義務が生じない買付け後の株券等所有割合が3分の2未満となる範囲にとどめ、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持することにより、独立した上場会社としての経営の透明性を確保することで対象者の現在の企業文化や経営の自主性を維持することが、対象者の役員・従業員のモチベーションの維持にもつながり、対象者の企業価値を向上させるために重要であるという認識で一致しました。その後、マネーフォワードは、2024年8月30日、対象者より、資本業務提携について具体的な検討を進めるものの、東京証券取引所グロース市場における対象者の上場を維持したい旨の意向を確認した上で、対象者に対して、対象者株式の東京証券取引所グロース市場への上場維持を前提に、対象者を連結子会社とすることについて本格的に協議を進めたい意向を伝達し、同日、対象者より上記協議を本格的に進めることについて確認をしました。

その後、マネーフォワードは、2024年10月上旬から同年11月中旬まで、対象者に対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスや対象者の経営陣との面談を実施いたしました。マネーフォワードは、当該デュー・ディリジェンス及び経営陣との面談の過程で確認した対象者のビジネスモデルや中長期的な経営戦略に対する考え方を踏まえて、マネーフォワードグループと対象者との間の事業シナジーの創出に向けた具体的な施策及び本公開買付け後の経営方針等について更なる分析及び検討を進めてまいりました。

その結果、マネーフォワードは、マネーフォワードグループが展開するバックオフィス向けの複数のクラウドサービスに係る経営資源と、対象者の主要製品である経営管理システム「Sactona」の事業基盤・顧客基盤を組み合わせることで、今後のマネーフォワードグループ及び対象者の中長期的な企業価値の向上を図ることが可能と考えるに至りました。なお、前述のとおり、公開買付者が中間持株会社としてマネーフォワードグループの経営管理クラウドサービス及びコンサルティングサービス事業運営の役割を担うこと、また対象者は経営管理システムに係るサービスを運営していることから、公開買付者を本公開買付けの買付主体としております。

公開買付者が対象者を連結子会社とすることで実現することができると考えている施策及びシナジーは以下のとおりです。

#### [本公開買付け成立後の協業関係構築を通じた施策及びシナジー]

##### (i) 両社の取引先に対するクロスセル

マネーフォワードグループは、バックオフィス向けの業務効率化クラウドソリューション「マネーフォワードクラウド」の開発・販売・導入・サポートを手がけており、個人事業主から中小企業、中堅企業を中心とする顧客基盤を有しております。一方で、対象者は、中堅企業から大企業を中心に経営管理関連のサービスを提供しております。マネーフォワードグループと対象者が連携することにより、両社の持つ取

引先へ相互のサービスを提供することが可能となり、両社の事業の販売力強化に寄与できると考えております。

(ii) 両社の製品・データ連携による競争優位性の獲得

マネーフォワードグループは、財務会計及び人事労務領域を中心とした ERP 領域（注 13）に幅広く製品を展開しています。対象者は管理会計を中心とした経営管理領域に製品を展開しています。マネーフォワードグループが保持している財務及び人事データと対象者が保持している予算データや業績管理の粒度の細かいデータを掛け合わせるにより、システムによる業務効率化にとまらず、経営判断に求められるデータ提供をワンストップで実現し、両社の製品の競争優位性を高めることが可能になると考えております。

（注 13） 「ERP 領域」とは、Enterprise Resources Planning 企業資源計画・統合基幹業務システムに関わる領域をいいます。

(iii) 両社の人材活用を通じた経営管理コンサルティング事業強化

マネーフォワードグループは、今後中堅企業市場に一層ビジネス展開していくにあたり、顧客の業務や社内システムの複雑化を想定しております。そのため、マネーフォワードグループの製品及び周辺領域の製品をより満足度の高い形でご利用頂くためには、業務デザイン並びに経営管理コンサルティング力の強化が必要と考えております。対象者に所属している人材は、経営管理業務に精通しているため、両社間の出向等の人材交流により、マネーフォワードグループのコンサルティング力強化に貢献し、マネーフォワードクラウドの導入促進に寄与できると考えております。

(iv) 対象者との経営シナジー

対象者は創業以来、一貫して経営管理領域でビジネス展開をし、継続的な顧客数の拡大に成功しています。対象者の専門知識と、マネーフォワードグループの経営資源を組み合わせることで、マネーフォワードグループの顧客である中堅企業の経営管理領域への進出を加速させ、マネーフォワードグループ全体の成長を牽引します。対象者においても、公開買付者のブランド認知度の高さとマーケティングにより、社名認知度がより一層高まり、マーケティング力及び人材採用力の強化に繋がると考えております。また、両社の経営陣が相互に経営に関与することで、人材の有効活用を含む両社の経営資源の最適化について、より迅速かつ効果的な意思決定を行うことで、企業価値の向上を図ることができると考えております。

(v) 財務面でのシナジー

対象者の直近決算期の営業利益率は 32.7%、売上高成長率は 2019 年 3 月期～2023 年 3 月期 CAGR（年平均成長率）14.7%と安定した収益力と成長力を有していると考えております。

マネーフォワードグループは、認知強化・新規顧客獲得のための先行投資（営業人件費、広告宣伝費等に関する投資）を行うことが、中長期的な企業価値・株主価値の向上に資するとの判断のもと、先行投資を継続的に行っております。これらの投資は、自己資金及び金融機関からの借入を財源に行っております。2021 年 8 月に新株式発行により 31,572 百万円を調達したほか、以降も長期借入及び転換社債型新株予約権付社債による資金調達を実行しており、2024 年 11 月期第 3 四半期末時点（2024 年 8 月 31 日時点）にお

いて現金及び預金として 29,428 百万円を保有しております。

公開買付者は、本取引後、対象者の事業拡大、新規事業の立ち上げに際して、マネーフォワードグループを通じて投資戦略を含む財務面での支援が可能であり、対象者は更なる成長のための投資を積極的に行うことができると考えております。

マネーフォワードは、2024 年 9 月 12 日、本応募合意株主との間の協議において、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析結果を踏まえて、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 1,500 円（提案日の前営業日である 2024 年 9 月 11 日の対象者株式の東京証券取引所グロス市場における終値 996 円に対して 50.60%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアム）とする提案（以下「初回提案」といいます。）を行ったところ、2024 年 9 月 25 日にアスパラントグループから口頭で、対象者の少数株主の利益保護の観点から不十分な価格であるとして、対象者が東京証券取引所グロス市場に株式を公開した時点における初値である 1,656 円への増額を検討するよう要請を受けました。

なお、マネーフォワードは、初回提案において、本公開買付けの目的が対象者をマネーフォワードの連結子会社とすることであり、買付予定数の下限については 1,834,800 株（所有割合：50.10%）として、提案いたしました。また、買付予定数の上限については、対象者が本公開買付け後も引き続き東京証券取引所グロス市場への対象者株式の上場を維持する方針であるところ、対象者株式の流通株式比率が東京証券取引所グロス市場の上場維持基準に抵触するおそれを回避しつつも、アスパラントグループ以外の対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却機会を提供するとともに、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限以上となり法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により本応募合意株式の一部が取得できなくなる事態を可及的に回避する観点から、買付予定数の上限を本応募合意株式の数を超える 2,197,400 株（所有割合：60.00%）とすることを提案いたしました。

その後、マネーフォワードは、当該要請を踏まえて、2024 年 9 月 26 日、アスパラントグループとの間の協議において、本公開買付価格を 1,656 円（提案日の前営業日である 2024 年 9 月 25 日の対象者株式の東京証券取引所グロス市場における終値 1,000 円に対して 65.60%のプレミアム）とする提案を行ったところ、同日にアスパラントグループから口頭で、本公開買付価格について検討する旨の回答を得ました。

そして、2024 年 9 月 27 日、マネーフォワードは、アスパラントグループとの間の協議において、本公開買付価格を 1,656 円（協議日の前営業日である 2024 年 9 月 26 日の対象者株式の東京証券取引所グロス市場における終値 1,002 円に対して 65.27%のプレミアム）とすること、アスパラントグループが所有する対象者株式の全て（1,707,200 株、所有割合：46.62%。）を本応募契約に基づいて応募することについて、合意いたしました。

なお、マネーフォワードは、2024 年 9 月 27 日、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主から本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨を伝えたところ、対象者から特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。上記に関し、対象者は、対象者の主要株主であり筆頭株主である本応募合意株主に協議・交渉を委ねれば、本公開買付価格が相応の水準になることが期待される一方で、公開買付者が本応募合意株式の全てを取得することにより所有割合にして 46.62%の対象者株式を少なくとも所有することで公開買付者と対象者との資本業務提携が一定程度実現可能であること、本公開買付け成立

後も対象者株式の上場が維持されることを前提にすると、本公開買付けに満足しない少数株主は、本公開買付けに応募せずに対象者株式を所有し続けるという選択肢をとることもできるため、マネーフォワードグループとの本公開買付け価格に関する協議・交渉は不要であると考えたとのことです。

その後、2024年10月21日、マネーフォワードは、マネーフォワードでなく公開買付者を本公開買付けの買付主体とする意向を対象者及びアスパラントグループに伝達し、2024年10月22日、対象者及びアスパラントグループより当該意向について異存ない旨の回答を得ております。

以上の協議・交渉を踏まえ、公開買付者は、2024年11月13日付の臨時取締役会決議により、(i) 本公開買付け価格を1,656円(本公開買付け価格の詳細については、下記「2 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。)として本公開買付けを実施すること、(ii) 対象者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び(iii) 本応募合意株主との間で、本応募契約を締結することを決定いたしました。なお、本資本業務提携契約の概要及び本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

## ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年8月20日に、マネーフォワードが対象者の議決権の少なくとも過半数を所有する資本関係を構築し、業務上の協力や連携を深めることについての提案書がマネーフォワードから提示されたとのことです。その後、マネーフォワードとの間で長期的な経営環境や対象者を取り巻く市場の変化を踏まえたソフトウェア業界全般やマーケティング領域における協業の可能性について意見交換を行ってまいりました。このような議論を行う中で、対象者及びマネーフォワードは、対象者が保有する製品や企業理念 (VALUES : お客様のために、世界に広げる、より良い未来のために) が、マネーフォワードが社会に約束する行動指針 (User Focus、Tech & Design、Fairness) と概ね一致すること、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の施策における対象者とマネーフォワードの事業上のシナジー効果は十分に存在すると考えられること、また、対象者とマネーフォワードの資本提携を契機として、両社のより一層の企業価値向上を図るための施策を講じることができると判断したことから、マネーフォワードと対象者が資本提携を行うことによりマネーフォワード、対象者双方の企業価値向上が見込めると判断いたしました。また、対象者及びマネーフォワードは、マネーフォワードによる対象者株式の取得を法令上全部買付義務及び全部勧誘義務が生じない買付け後の株券等所有割合が3分の2未満となる範囲にとどめ、本公開買付け後も対象者株式の上場を維持することにより、独立した上場会社としての経営の透明性を確保することで対象者の現在の企業文化や経営の自主性を維持することが対象者の企業価値を向上させるために重要であるという認識で一致しました。その後、対象者は、2024年8月30日に、マネーフォワードが対象者株式の東京証券取引所グロース市場への上場維持を前提に、対象者を連結子会社とすることについて本格的に協議を進めたい意向の伝達をマネーフォワードから受け、上記協議を本格的に進めることにしたとのことです。

対象者は、2024年10月初旬、対象者、本応募合意株主及びマネーフォワードグループから独立した光和総合法律事務所の法的助言を得た上で、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した法律事務所からの助言」及び「③ 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員を含む。)全員の承認」に記載のとおり、本公開買付け及び本資本業務提携に係る詳細な協議・検討を行うための体制を構築し、

本公開買付けの実施に向けて、2024年10月21日から同年11月12日の間に、本公開買付けの諸条件及び本資本業務提携の内容、具体的には対象者の運営方法や、マネーフォワードグループと対象者との業務提携について慎重に検討し、マネーフォワードとの間で協議を行ってきたとのことです。なお、対象者とアスパラントグループとの間ではベースビジネス及びコンサルティングビジネスに関する取引が存在しているものの、同取引は「Sactona」利用契約並びに「Sactona」上に構築するアプリケーションに係るアスパラントグループから対象者に対する業務委託契約であり、定価に基づくもので、他顧客と同様の条件での通常の商取引であるとのことです。対象者は、同取引について取引の合理性及び取引条件の妥当性を満たしている限りは今後も継続されると考えており、本公開買付けの成立により本応募合意株主及びアスパラントグループとの資本関係の解消による不利益は大きくないものと考えているとのことです。

その結果、対象者は、マネーフォワードグループが展開するバックオフィス向けの複数のクラウドサービスに係る経営資源と、対象者の主要製品である経営管理システム「Sactona」の事業基盤・顧客基盤を組み合わせることで、今後のマネーフォワードグループ及び対象者の中長期的な企業価値の向上を図ることが可能と考えるに至ったとのことです。

その後、2024年10月21日、対象者は、マネーフォワードから、マネーフォワードでなく公開買付者を本公開買付けの買付主体とする意向を伝達され、2024年10月22日、マネーフォワードに対して同意向について異なる旨の回答を行ったとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、本公開買付けによってマネーフォワードの連結子会社となり、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の施策を推し進めることが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、2024年11月13日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することを決議したとのことです。

対象者はマネーフォワードグループとの間で本公開買付価格に関する協議・交渉は行っておりませんが、対象者の主要株主であり筆頭株主である本応募合意株主に協議・交渉を委ねれば、本公開買付価格が相応の水準になることが期待される一方で、公開買付者が本応募合意株式の全てを取得することにより所有割合にして46.62%の対象者株式を少なくとも所有することで公開買付者と対象者との資本業務提携が一定程度実現可能であること、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることを前提にすると、本公開買付けに満足しない一般株主は、本公開買付けに応募せずに対象者株式を所有し続けるという選択肢をとることもできるため、マネーフォワードグループとの本公開買付価格に関する協議・交渉は不要であると考えたとのことです。そして、対象者は、本公開買付価格の妥当性に関し、(i) 本公開買付価格がマネーフォワードと本応募合意株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii) 公開買付者が本公開買付けにおいて対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を継続して所有する選択肢をとることも十分に合理性が認められること、(iii) 本公開買付価格が過去3ヶ月間の平均株価である1,001円を65.43%上回っている価格であり、また今回の資本業務提携後の協業により対象者の企業価値の向上、ひいては株価の向上に資することに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見は留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては株主の皆様にご判断を委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の代表取締役である平尾泰文氏（以下「平尾氏」といいます。）はアスパラントグループに従前在職しており、現在、本応募合意株主との間に雇用等の関係性はないものの、アスパラントグループの報酬制度に基づき、本応募合意株主の収益実績又は在職時における職務実績に応じた報酬が、本応募合意株主の取



益確定後に支払われるとのことです。平尾氏は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ、利益相反の可能性を排除するため、本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

### ③ 本公開買付け成立後の経営方針

公開買付者は、対象者株式の上場を維持することを企図しております。また、公開買付者としては、対象者の現在の経営陣及び従業員には、引き続き対象者の事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えており、本公開買付けの成立後も下記の点を除き、対象者の現在の経営体制を維持する方針です。公開買付者は、本公開買付けの成立後、本資本業務提携契約に沿って、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジーの実現を邁進してまいります。

対象者の取締役の構成に関しては、本資本業務提携契約において、公開買付者は対象者との間で、公開買付者は、対象者の取締役候補者3名（報酬委員会の委員1名を含む。）の指名権を有するものとし、公開買付者の指名する者が対象者の取締役に選任されるまでの間、公開買付者の指名する者3名を対象者の取締役会、報酬委員会及び経営会議並びにその他の公開買付者及び対象者が別途合意する重要な会議体にオブザーバーとして出席させ、かつ意見を述べさせることができることを合意しております。公開買付者及び対象者は、現在の経営陣に加えて、上記の公開買付者による指名者3名を対象者の取締役とする予定です。その他、公開買付者は、本公開買付け後の対象者の経営体制について、本資本業務提携契約において、対象者との間で合意しており、その内容については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」の「(iv) 事前通知事項・事前相談事項」をご参照ください。

### (3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において公開買付者及びマネーフォワードは対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しませんが、公開買付者が対象者の筆頭株主である本応募合意株主との間で本応募契約を締結していること等を考慮し、公開買付者及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。なお、以下の記述のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

#### ① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付け価格を決定するにあたり、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、2024年11月12日付で、対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（みずほ証券）」といいます。）を取得いたしました。みずほ証券は、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含

む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は、マネーフォワードグループに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しており、みずほ証券の関係会社である楽天証券株式会社（以下「楽天証券」といいます。）は対象者の株主たる地位を有しております（所有株式数：41,800株、所有割合：1.14%）が、本公開買付けを含む本取引に関してマネーフォワードグループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位及び楽天証券の株主の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのこと。公開買付けは、対象者の株式価値算定にあたり適切な利益相反管理体制が構築され、かつ実施されていると判断し、みずほ証券を第三者算定機関に選定いたしました。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれております。公開買付け者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に公開買付け者に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりみずほ証券を公開買付け者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

なお、「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載された各措置をもって、本公開買付けの公正性は担保されていると考えられることから、公開買付け者は、みずほ証券から本公開買付け価格が公開買付け者にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

公開買付け者がみずほ証券から取得した本株式価値算定書（みずほ証券）の概要については、下記「2 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

## ② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定過程における公正性及び適正性についての専門的助言を得るため、外部の法務アドバイザーであるLM虎ノ門南法律事務所より法的助言を受け、対象者、本応募合意株主及びマネーフォワードグループから独立した光和総合法律事務所より、本公開買付けに賛同する旨の意見表明及び本資本業務提携に関する対象者取締役会の決議が対象者の少数株主を不当に害することになるものとは認められない旨の意見書を受領しているとのこと。

なお、光和総合法律事務所は、対象者、本応募合意株主及びマネーフォワードグループの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのこと。また、光和総合法律事務所に対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのこと。

## ③ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

対象者は、上記「② 対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言及び意見書の内容を踏まえ、公開買付けによる本公開買付けについて、慎重に協議及び検討を行ったとのこと。

その結果、対象者は、2024年11月13日開催の取締役会において、対象者の取締役5名のうち、平尾氏を

除く全ての取締役4名（監査等委員3名を含む。）が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の記載に基づき、対象者の企業価値向上が見込めると判断したことから本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び公開買付者との間で本資本業務提携契約を締結することを決議したとのことです。また、対象者取締役会においては、(i) 本公開買付け価格は、公開買付者と本応募合意株主との間で行われた協議及び交渉により合意されたものであること、(ii) 本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、公開買付者及び対象者は本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者株式を継続して所有する選択肢をとることに十分な合理性が認められること、(iii) 本公開買付け価格が過去3ヶ月間の平均株価である1,001円を65.43%上回っている価格であり、また今回の資本業務提携後の協業により対象者の企業価値の向上、ひいては株価の向上に資することに鑑み、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、対象者は、本資本業務提携に基づく事業運営を本公開買付け後速やかに開始したいと考えているため、本公開買付けに係る公開買付期間（以下「公開買付期間」といいます。）を20営業日としたとのことです。

なお、平尾氏はアスパラントグループに従前在職しており、現在、本応募合意株主との間に雇用等の関係性はないものの、アスパラントグループの報酬制度に基づき、本応募合意株主の収益実績又は在職時における職務実績に応じた報酬が、本応募合意株主の収益確定後に支払われることから、平尾氏は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ、利益相反の可能性を排除するため、本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加していないとのことです。なお、上記(i)乃至(iii)の状況を勘案し、対象者は、第三者算定機関から対象者株式価値の算定に係る算定書を取得していないとのことです。

また、中西雅也氏は2024年6月26日開催の対象者株主総会において対象者の取締役に選任されましたが、現にアスパラントグループに在籍することから、利益相反のおそれを回避し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、2024年8月30日に対象者の取締役に退任しているとのことです。

#### (4) 本公開買付け成立後の対象者の株券等の追加取得予定

公開買付者は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施し、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは、現時点で予定しておりません。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超え、あん分比例となった場合には、本応募合意株主は本公開買付けにおいて応募合意株式の全てを売却できないこととなりますが、売却できなかった応募合意株式について、公開買付者が追加で取得することは現時点で予定しておりません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は2,197,400株（所有割合：60.00%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。そのため、本公開買付け成立後に公開買付者が所有する対象者株式の数は、2,197,400株（所有割合：60.00%）にとどまる予定であり、したがって、対象者株式は、本公開買付けの成立後

も東京証券取引所グロース市場への上場が維持される見込みです。

しかしながら、対象者の2024年3月末日時点の流通株式比率（注1）が50.75%であるところ、対象者の流通株式（注2）が本公開買付けに応募された結果、対象者の流通株式数が減少し、東京証券取引所の定める東京証券取引所グロース市場の上場維持基準のうち流通株式比率に係る閾値である25.00%以上に適合していない状態となった場合、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。なお、他の上場維持基準である流通株式数及び流通株式時価総額については、本公開買付けの結果にかかわらず、引き続き適合することを見込んでおります。

（注1） 「流通株式比率」とは、流通株式の数を、自己株式を含む上場株式の数により除した値を指します。

（注2） 「流通株式」とは、上場有価証券のうち、直前の基準日等現在における上場株式数から、東京証券取引所が定める流通性の乏しい株券等（上場株式数の10%以上を所有する者又は組合等、上場会社、役員等（上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員を指します。）、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式を指します。）を除いた有価証券を指します。なお、本応募合意株主の所有する株式は非流通株式に区分され、対象者の上場株式数に対する割合は47.71%です。

公開買付者及び対象者は、本資本業務提携契約において、公開買付者及び対象者が、東京証券取引所グロース市場への上場を維持するため必要な措置を講じるべく誠実に協議することを合意しております。

また、本応募合意株主は、本応募契約において、本公開買付け成立後、決済の開始日時点における対象者株式の流通株式比率が25%を下回ると合理的に算出される場合、本応募合意株主が所有する対象者株式のうち当該下回る割合に相当する株式数を決済の開始日の属する事業年度の末日までに売却するよう商業上合理的な範囲で努力する義務を負っております。

## （6）本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

### ① 本資本業務提携契約

公開買付者は、2024年11月13日付で、対象者との間で、本資本業務提携契約を締結しています。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

#### （i）本公開買付けに関する事項（注1）

対象者は、本資本業務提携契約の締結日において、①公開買付者の表明及び保証が重要な点において全て真実かつ正確であること、②公開買付者において、本公開買付けの開始日の前営業日までに遵守し又は履行すべき本資本業務提携契約上の義務が、重要な点において全て遵守又は履行されていること、③本応募契約が適法かつ有効に締結され、存続していること、④本公開買付け、本応募契約に基づく応募を制限又は禁止する関係当局等の判断がないことを前提条件として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主による本公開買付けへの応募について中立とする旨の意見を表明し、公表するものとする。

対象者は、本資本業務提携契約の締結日以降、公開買付期間満了日までの間、賛同意見を変更又は撤回しようとする場合、事前に公開買付者と誠実に協議することとする。

対象者は、本資本業務提携契約の締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間、第三者との間で、対象者株式を対象とする公開買付けの実施その他本公開買付けと競合、矛盾若しくは抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議、交渉等を行わず、第三者からかかる取引に関する

提案、申出若しくは勧誘を受けた場合、直ちに公開買付者に対しその事実及び当該提案の内容を速やかに通知し、公開買付者と当該提案への対応について誠実に協議するものとする。

(注1) 上記に加えて、本公開買付けに係る決済の開始日までにおいて、対象者は、(a) 対象者について善良な管理者の注意義務をもって事業運営を行うこと、(b) 一定の事項(注2)(以下「事前相談事項」といいます。)を行う場合、対象者は、公開買付者と事前に誠実に相談した上で公開買付者の意向を踏まえつつ行うこと、(c) 本公開買付けの実行に伴って、契約の相手方に解除権が生じる契約について必要な同意を取得するよう最大限努力すること等について誓約をしています。

(注2) ①事業計画等のうち(ア)対象者の連結若しくは単体の事業計画・設備投資計画・収支計画の策定、連結若しくは単体の売上高に増減10%以上の変更を生じさせるこれらの変更、又は、連結若しくは単体の営業利益に増減30%以上の変更を生じさせるこれらの変更、及び、(イ)本資本業務提携の趣旨と明らかに抵触若しくは矛盾する又は本資本業務提携の対象となる事業に重大な影響を与える可能性が具体的に予見される新規事業の開始、又は、既存事業の重要な変更又は廃止、②対象者の基本的事項及び業務執行に係る、(ア)定款の変更、(イ)株主総会の議案決定等及び株主総会招集決定、(ウ)新規事業の開始、(エ)子会社の設立及び子会社又は関連会社の異動を伴う株式等の取得又は処分、(オ)支店の設置、変更及び廃止、(カ)会社組織の重大な変更、(キ)対象者が所有する株式の処分又は売却、その他重要な資産の処分・売却又は取得・譲受け、(ク)事業の全部若しくは一部の譲渡の譲渡、第三者からの事業の全部若しくは一部の譲受け、(ケ)会社分割、合併、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、(コ)取締役の競業取引又は利益相反取引の承認、(サ)第三者からの借入れ及びリースを含む金1億円を超える一切の債務負担行為、(シ)第三者との重要な業務提携、(ス)第三者が対象者に対し知的財産権その他の無体財産に関連してライセンスを付与する旨の契約又は対象者の事業上重要な既存契約の解約若しくは不更新又は新規契約締結(本公開買付けの実行又は本資本業務提携に重要な悪影響を及ぼすものに限る。)、(セ)解散又は清算、倒産手続等の開始の申立て、(ソ)重大な訴訟等の提起、(タ)(i)対象者の事業、財務状態、経営成績、キャッシュフロー若しくは今後の事業の見通し、又は(ii)本公開買付けの実行又は本資本業務提携に対して、重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想される、対象者に対する又は対象者が関与する一切の訴訟若しくは紛争の和解その他の方法による終結、③対象者の株式・資本の部等のうち(ア)対象者株式等の発行・処分・取得、(イ)資本金・法定準備金の額の減少、(ウ)株式の併合・分割、及び、(エ)剰余金の配当、④決算期・重要な会計方針の変更、並びに⑤代表取締役、取締役その他役員の選解任

(ii) 業務提携に関する事項

公開買付者及び対象者は、本公開買付けの成立後、(a) 経営管理コンサルティング分野についてのセールス/マーケティング領域における協業、(b) 人材採用及び育成における協業、(c) 両者の知見を活用した経営管理コンサルティング領域における各当事者による新規事業の立ち上げの各事項の実現に向けて双方が協力を行うことを合意する。

(iii) 経営体制等

公開買付者は、対象者の取締役候補者3名(報酬委員会の委員1名を含む。)を指名する権利を有するも

のとし、これらの候補者が対象者の取締役役に選任されるまでの間、公開買付者の指名者3名を対象者の取締役会、報酬委員会及び経営会議並びにその他の公開買付者及び対象者が別途合意する重要な会議体にオブザーバーとして出席させ、かつ意見を述べさせることができる。

(iv) 事前通知事項・事前相談事項

対象者は、本公開買付けの成立後、対象者の取締役会決議事項については実務上可能な限り1週間以上前に公開買付者に書面をもって通知するものとし、また、事前相談事項について決定又は実行する場合、公開買付者に対し相談内容につき書面をもって通知し、公開買付者と事前に誠実に相談した上で、公開買付者の意向を踏まえつつ決議を行うものとする。

(v) 株式保有割合に関する取扱い

対象者は、対象者の新株予約権者による新株予約権の行使その他の事由により、公開買付者の対象者に対する議決権保有割合が過半数を下回った場合又は下回ることが合理的に予見される場合、直ちに公開買付者に通知するものとし、また、公開買付者に対する対象者株式の第三者割当発行その他公開買付者の議決権保有割合を過半数以上に回復又は維持するために実務上必要な措置（法令及び定款上必要となる株主総会又は取締役会の決議を含むが、これらに限られない。）につき誠実に公開買付者と協議するものとする。

対象者は、本公開買付けに係る決済が完了した後の公開買付者の株式保有割合に関して、東京証券取引所の定める上場維持基準に抵触するおそれが生じた場合、直ちに公開買付者にこれを通知するものとし、公開買付者及び対象者は、対象者の上場維持のために必要な措置（対象者による自己株式の取得及び償却を含むが、これに限られない。）を講じるべく誠実に協議するものとする。

公開買付者は、その保有する対象者の株式を第三者（但し、マネーフォワードグループは除く。）に譲渡、承継その他移転する場合には、事前に対象者と誠実に協議する。

(vi) その他

上記以外に、本資本業務提携契約では、表明保証（注3）、反社会的勢力に該当しないこと等に関する確約、補償、秘密保持義務、準拠法・管轄等のその他の一般条項について合意をしています。なお、本資本業務提携は本公開買付けが不成立となった場合には効力を生じません。

（注3）本資本業務提携契約において、公開買付者は、対象者に対して、本資本業務提携契約の締結日、本公開買付けにおける買付け等の期間の末日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、(i)適法かつ有効な設立・存続、(ii)本応募契約の締結に係る権利能力及び行為能力、(iii)本資本業務提携契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iv)公開買付者による本資本業務提携契約の締結及び履行のための許認可等の取得、(v)本資本業務提携契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、並びに(vi)倒産手続等の不存在について表明及び保証を行っております。また、本資本業務提携契約において、対象者は、公開買付者に対して、本資本業務提携契約の締結日、本公開買付けにおける買付け等の期間の末日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、①適法かつ有効な設立・存続、②本資本業務提携契約の締結に係る権利能力及び行為能力、③本資本業務提携契約の法的拘束力・強制執行可能性、④本資本業務提携契約の締結及び履行のための許認可等の取得、⑤本資本業務提携契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦対象者の株式の種類、発行可能株式総数、発行済株式の総数等、⑧対象者の新株予約権の適法かつ有効な発行等、⑨その他の株式等の不発行等、⑩子会社及び関連会社の不存在、並びに⑪対象者に係る重要事実等の不存在について表明及び保証

を行っております。

## ② 本応募契約

公開買付者は、2024年11月13日付で、本応募合意株主との間で、本応募契約を締結しており、本応募合意株主が、その保有する対象者株式の全てである1,707,200株（所有割合：46.62%）について、本公開買付けに応募することを合意しております。なお、公開買付者と本応募合意株主との間の合意は本応募契約以外になく、本公開買付けに係る買付代金以外に、本公開買付けに関して本応募合意株主に付与される利益はありません。

本応募契約においては、公開買付者による本公開買付けの開始の前提条件として、(i)対象者が本公開買付けに対して賛同する旨の取締役会決議を行い、かかる決議が公表されており、かつかかる意見表明が撤回されていないこと、(ii)本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、(iii)本応募合意株主が本応募契約に規定する義務（注1）に重大な違反をしていないこと、(iv)本応募契約に定める本応募合意株主の表明及び保証（注2）が、重要な点において真実かつ正確であること、(v)本資本業務提携契約が締結されており、解除、解約又は解消されていないこと、(vi)対象者に係る未公表の重要事実等が存在しないこと、並びに(vii)対象者の事業、資産、財政状態又は経営状態について重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が生じていないことが規定されております。

（注1） 本応募契約において、本応募合意株主は、表明及び保証違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っており、加えて、①本応募契約に基づき本応募合意株式に応募する義務を免れる場合その他本応募契約に基づいて認められる場合を除き、本応募合意株式について、譲渡、担保設定その他の処分を行わず、また、対象者株式又は対象者株式に係る権利の取得を行わない義務、②本応募契約に基づき本応募合意株式に応募する義務を免れる場合を除き、本資本業務提携との競合、矛盾若しくは抵触し、若しくはその実行を困難にし、又はそのおそれのある一切の行為を行わない義務、③契約締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間、本応募契約に明示的に定める事項を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の株主権を行使してはならない義務、④本公開買付けの決済の開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、本応募合意株主は、本応募合意株式に係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使する義務、⑤本公開買付け成立後、決済の開始日時点における対象者株式の流通株式比率が25%を下回ると合理的に算出される場合、本応募合意株主が所有する対象者株式のうち当該下回る割合に相当する株式数を決済の開始日の属する事業年度の末日までに売却するよう商業上合理的な範囲で努力する義務等を負っております。

（注2） 本応募契約において、本応募合意株主は、公開買付者に対して、本応募契約締結日、公開買付期間の末日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、本応募合意株主に関する表明保証事項として、①日本法のもとで適法かつ有効に設立され、有効に存続する投資事業有限責任組合であること、②本応募契約の締結及び履行について本応募合意株主を代表するために必要なアスパラントグループの権限及び権能並びに本応募合意株主における投資事業有限責任組合契約その他内部手続の履践、③本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、④本応募合意株主による本応募契約の

締結及び履行のための許認可等の取得、⑤本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、⑥倒産申立原因等の不存在、⑦反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、⑧経済制裁制度の制裁対象への非該当性、並びに⑨本応募合意株式の適法な所有及び担保権等の負担の不存在について表明及び保証を行っております。加えて、本応募合意株主は、本応募契約において、対象者に関する表明保証事項として、⑩対象者の適法かつ有効な設立及び存続、⑪対象者の株式の種類、発行可能株式総数、発行済株式の総数等、⑫対象者の新株予約権の適法かつ有効な発行等、⑬その他の株式等の不発行等、⑭対象者が2024年6月26日に提出した第18期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）記載の財務諸表の正確性等、⑮2024年3月期までの過去5年間の公租公課に係る重要な点における申告及び支払等、⑯本応募合意株主又はアスパラントグループとの取引、⑰倒産手続等の不存在、⑱反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、並びに⑲開示情報の正確性について表明及び保証を行っております。

また、本応募契約においては、本応募合意株主が本公開買付けに応募する前提条件として、(i)対象者が本公開買付けに対して賛同する旨の取締役会決議を行い、かかる決議が公表されており、かつかかる意見表明が撤回されていないこと、(ii)本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、そのおそれもないこと、(iii)公開買付者が本応募契約に規定する義務（注3）に重大な違反をしていないこと、(iv)本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証（注4）が、重要な点において真実かつ正確であること、(v)関連法令に従い、本公開買付けの開始に必要な全ての手続がとられており、本公開買付けが金融商品取引法その他適用ある法令及び本応募契約の規定に従って実施されていること、並びに(vi)対象者に係る未公表の重要事実等が存在しないことが規定されております。

（注3） 本応募契約において、公開買付者は、表明及び保証違反又は義務違反に係る通知義務・補償義務、秘密保持義務並びに本応募契約上の地位又は同契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務を負っております。

（注4） 本応募契約において、公開買付者は、本応募合意株主に対して、本応募契約締結日、公開買付期間の末日及び本公開買付けに係る決済の開始日において、(i)適法かつ有効な設立・存続、(ii)本応募契約の締結に係る権利能力及び行為能力、(iii)本応募契約の法的拘束力・強制執行可能性、(iv)公開買付者による本応募契約の締結及び履行のための許認可等の取得、(v)本応募契約の締結及び履行による法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、(vii)反社会的勢力への非該当性・反社会的勢力との関係の不存在、(viii)経済制裁制度の制裁対象への非該当性、並びに(ix)買付資金の確保について表明及び保証を行っております。

上記にかかわらず、本応募契約上、本応募合意株主は、公開買付期間の末日の5営業日前の日までの間に、公開買付者以外の第三者による本応募合意株式と同数以上の対象者株式の全部又は一部を取得する旨の具体的かつ実現可能性のある申出、提案、公表等（以下「対抗提案」といいます。）がなされ、対抗提案に係る対象者株式1株当たりの取得対価（以下「対抗提案価格」といいます。）が1,822円を上回る場合であって、(i)本応募合意株主が公開買付者に対してその旨を通知した後（但し、かかる通知は、公開買付期間の末日の3営業日前の日までになされることを要する。）、公開買付者が当該通知を受領した日から起算して10営業日が経過する日又は公開買付期間の末日の前営業日のいずれか早い日までに本公開買付価格を対抗提案価格以上の価格に変更せず、かつ、(ii)本公開買付けに応募すること又は既に行った応募を撤回若しくは解除しないこと



がアスパラントグループ又はその役員の善管注意義務に違反する可能性が相当程度あると合理的に認められる旨の弁護士からの意見書が本応募合意株主に提出された場合には、本応募合意株主は、実務上可能な限り当該意見書を踏まえた公開買付けとの協議の機会を設けた上で、本公開買付けへの応募を行わず、又は本公開買付けへの応募を撤回することができます。また、対抗提案がなされた場合、本応募合意株主は、本応募契約上、実務上可能な限り当該対抗提案に関する対象者及び公開買付けとの三者間の協議の機会を設け、当該協議における対象者の意見も勘案しつつ、本公開買付けへの応募を行うか否か又は本公開買付けへの応募を撤回するか否かを決定するものとされております。

本応募合意株主が本応募契約の定めに従って本公開買付けへの応募を行わず、又は本公開買付けへの応募を撤回し、かつ、本公開買付けが不成立となった場合には、本応募合意株主は、本応募契約上、公開買付け者に対して、本公開買付けが不成立となった日から30日以内に、金80百万円を支払う義務を負います。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名称	アウトロックコンサルティング株式会社	
② 所在地	東京都港区南青山三丁目1番3号 スプライン青山東急ビル	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平尾 泰文	
④ 事業内容	企業の予算管理・予算編成・経費予算管理などの管理会計・経営管理を高度化・効率化するための独自開発のクラウド対応型経営管理システム「Sactona」の開発・販売・導入・保守・インフラストラクチャー提供	
⑤ 資本金	1億4,446万円(2024年9月30日現在)	
⑥ 設立年月日	2006年4月12日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024年3月31日現在)(注)	AG 2号投資事業有限責任組合	47.82%
	株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.60%
	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	3.04%
	NOMURA PB NOMINEES LIMITED O MNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人野村證券株式会社)	2.14%
	楽天証券株式会社	2.12%
	清板 大亮	1.94%
	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社)	1.59%
	西 甲太郎	1.48%
	株式会社SBI証券	1.42%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILMFE (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	1.29%	

⑧ 公開買付者と対象者の関係	資本関係	公開買付者又は公開買付者の親会社と対象者との間に該当事項はありません。	
	人的関係	公開買付者又は公開買付者の親会社と対象者との間に該当事項はありません。	
	取引関係	公開買付者と対象者との間に該当事項はありません。 公開買付者の親会社であるマネーフォワードは、対象者との間でマネーフォワードの商品の販売に係る取引を行っております。	
	関連当事者への該当状況	公開買付者又は公開買付者の親会社と対象者との間に該当事項はありません。	
⑨ 最近3年間の財政状態及び経営成績			
決算期	2022年3月期 (第16期)	2023年3月期 (第17期)	2024年3月期 (第18期)
純資産(千円)	160,661	480,474	1,016,137
総資産(千円)	1,191,096	920,146	1,382,198
1株当たり純資産(円)	45.64	136.50	284.63
売上高(千円)	984,563	1,440,025	1,667,850
営業利益(千円)	283,068	470,588	565,489
経常利益(千円)	304,969	464,357	542,985
当期純利益(千円)	199,926	319,813	452,863
1株当たり当期純利益(円)	489.36	90.86	128.10
1株当たり配当金(円)	—	—	—

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率(2024年3月31日現在)」における持株比率は、対象者有価証券報告書の「大株主の状況」に基づいて作成しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議日	2024年11月13日(水曜日)
公開買付開始公告日	2024年11月14日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2024年11月14日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2024年11月14日(木曜日)から2024年12月11日(水曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2024 年 12 月 25 日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,656 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、マネーフォワードグループに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しており、みずほ証券の関係会社である楽天証券は対象者の株主たる地位を有しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関してマネーフォワードグループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第 36 条第 2 項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第 70 条の 4 の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位及び楽天証券の株主の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのこととです。

みずほ証券は対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて、対象者株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は、みずほ証券から 2024 年 11 月 12 日付で本株式価値算定書（みずほ証券）を取得しました。なお、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ本応募合意株主との協議・交渉を経て本公開買付価格を判断・決定しているため、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本株式価値算定書（みずほ証券）によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法	: 995 円から 1,111 円
類似企業比較法	: 1,380 円から 1,837 円
DCF 法	: 1,503 円から 1,973 円

市場株価基準法では、本公開買付けの公表日の前営業日である 2024 年 11 月 12 日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロス市場における算定基準日の終値 1,015 円、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 995 円（円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）、同過去 3 ヶ月

間の終値単純平均値 1,001 円及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,111 円を基に、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 995 円から 1,111 円と算定しております。

類似企業比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,380 円から 1,837 円と算定しております。

D C F 法では、対象者から提供を受けた本事業計画（2025 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの 5 年間）を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が 2024 年 10 月上旬から同年 11 月上旬まで実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が 2025 年 3 月期第 2 四半期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率（加重平均資本コスト）で現在価値に割引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 1,503 円から 1,973 円と算定しております。なお、みずほ証券が上記 D C F 法による分析に用いた事業計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれておりませんが、大幅なフリー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2025 年 3 月期において、2024 年 3 月期に計上した固定資産売却の影響がなくなることにより、大幅なフリー・キャッシュ・フローの減少を見込んでおります。

なお、本公開買付価格である 1,656 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2024 年 11 月 12 日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 1,015 円に対して 63.15%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 995 円に対して 66.43%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,001 円に対して 65.43%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 1,111 円に対して 49.05%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

## ② 算定の経緯

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、マネーフォワードは、デュー・ディリジェンスを 2024 年 10 月上旬から同年 11 月中旬まで実施いたしました。また、マネーフォワードは、2024 年 9 月 12 日以降、本応募合意株主との間で、本公開買付価格に関して複数回に亘る協議・交渉を重ねてまいりました。具体的には、マネーフォワードは、2024 年 9 月 12 日に、対象者の事業及び財務に関する多面的かつ総合的な分析結果を踏まえて、本応募合意株主に対し、本公開買付価格を 1,500 円（提案日の前営業日である 2024 年 9 月 11 日の対象者株式の東京証券取引所グロース市場における終値 996 円に対して 50.60%のプレミアム）とする旨の提案を行いました。これに対し、2024 年 9 月 25 日に本応募合意株主から口頭で、対象者の一般株主の利益保護の観点から不十分な価格であるとして、対象者が東京証券取引所グロース市場に株式を公開した時点における初値である 1,656 円への増額を検討するよう要請を受けました。マネーフォワードは、対象者からの上記の回答を真摯に検討し、2024 年 9 月 26 日、本応募合意株主との間の協議において、本公開買付価格を 1,656 円（提案日の前営業日である 2024 年 9 月 25 日の対象者株式の東京証券取引所グロース市場における終値 1,000 円に対して 65.60%のプレミアム）とする提案を行ったところ、同日に本応募合意株主から口頭で、本公開買付価格について検討する旨の回答を得ました。そして、2024 年 9 月 27 日、マネーフォワードは、本応募合意株主との間の協議において、本公開買付価格を 1,656 円（協議日の前営業日である 2024 年 9 月 26 日の対象者株式の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値 1,002 円に対して 65.27%のプレミアム）とすること、本

応募合意株主が所有する対象者株式の全て（1,707,200株、所有割合：46.62%。）を本応募契約に基づいて応募することについて、合意いたしました。

なお、マネーフォワードは、2024年9月27日、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主から本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付けとしたい旨を伝えたところ、対象者から特段異論が示されなかったため、本公開買付け価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。上記に関し、対象者は、対象者の主要株主であり筆頭株主である本応募合意株主に協議・交渉を委ねれば、本公開買付け価格が相応の水準になることが期待される一方で、マネーフォワードが本応募合意株式の全てを取得することにより所有割合にして46.62%の対象者株式を少なくとも所有することでマネーフォワードと対象者との資本業務提携が一定程度実現可能であること、本公開買付け成立後も対象者株式の上場が維持されることを前提にすると、本公開買付けに満足しない一般株主は、本公開買付けに応募せずに対象者株式を所有し続けるという選択肢をとることもできるため、マネーフォワードグループとの本公開買付け価格に関する協議・交渉は不要であると考えたとのことです。その後、2024年10月21日、マネーフォワードは、マネーフォワードでなく公開買付者を本公開買付けの買付主体とする意向を対象者及び本応募合意株主に伝達し、2024年10月22日、対象者及び本応募合意株主より同意向について異なる旨の回答を得ております。

以上の協議及び交渉を経て、公開買付者は、2024年11月13日付の臨時取締役会において、(i)本公開買付け価格を1,656円として本公開買付けを実施すること、(ii)対象者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び(iii)本応募合意株主との間で、本応募契約を締結することを決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券のグループ企業であるみずほ銀行は、マネーフォワードグループに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等を実施しており、みずほ証券の関係会社である楽天証券は対象者の株主たる地位を有しておりますが、本公開買付けを含む本取引に関してマネーフォワードグループ及び対象者との利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。なお、みずほ証券によれば、みずほ証券は法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位及び楽天証券の株主の地位とは独立した立場で、対象者の株式価値の算定を行っているとのことです。なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の諸要素を総合的に考慮し、かつ本応募合意株主との協議・交渉を経て本公開買付け価格を判断・決定しているため、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

本株式価値算定書（みずほ証券）によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：995 円から 1,111 円

類似企業比較法：1,380 円から 1,837 円

D C F 法：1,503 円から 1,973 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、みずほ証券から取得した本株式価値算定書（みずほ証券）の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、本公開買付価格に関する本応募合意株主との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に、2024 年 11 月 13 日付の臨時取締役会において、(i) 本公開買付価格を 1,656 円として本公開買付けを実施すること、(ii) 対象者との間で本資本業務提携契約を締結すること、及び (iii) 本応募合意株主との間で、本応募契約を締結することを決定いたしました。

### ③ 算定機関との関係

みずほ証券は、マネーフォワードグループ、対象者及び本応募合意株主の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

### (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	2,197,400 (株)	1,834,800 (株)	2,197,400 (株)
合計	2,197,400 (株)	1,834,800 (株)	2,197,400 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(1,834,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(2,197,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	21,974 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	—	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	35,692 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(2,197,400株)に係る議決権の数に、「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2024年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数(3,662,206株)に係る議決権の数(36,622個)を分母として計算しております。但し、公開買付け期間の末日までに本新株予約権が行使されなかった場合、本基準株式総数(3,578,160株)に係る議決権数(35,781個)を分母として計算した「買付け等後における株券等所有割合」は61.41%となります。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金

3,638,894,400円

(注) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(2,197,400株)に本公開買付価格(1,656円)を乗じた金額を記載しております。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地  
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

#### ② 決済の開始日

2024年12月18日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年1月7日(火曜日)となります。

#### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付け代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

#### ④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付け代理人は、返還することが必要な

株券等を公開買付期間末の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,834,800 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（2,197,400 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に 1 単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 単元（追加して 1 単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に 1 単元未満の株数の部分がある場合は当該 1 単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法



法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

#### ④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

#### ⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主

等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2024年11月14日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認」をご参照ください。

② 公開買付者と対象者との間の合意

公開買付者は、対象者との間で、2024年11月13日付で、本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の詳細については、上記「1. 買付等の目的等」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本資本業務提携契約」をご参照ください。

③ 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

**【勧誘規制】**

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

**【将来予測】**

このプレスリリースに記載されている事項には、公開買付者が対象者株式を取得した場合における、マネーフォワードグループ及び対象者の将来についての計画や戦略に関する予想及び見通しの記述が含まれています。これらの記述は、マネーフォワードグループ又は対象者が現時点で把握可能な情報から判断した想定及び所信に基づくマネーフォワードグループ又は対象者の予想です。実際の結果は、多様なリスクや不確実性により、マネーフォワードグループ又は対象者の予想とは大きく異なる可能性がありますので、ご承知おきください。

**【米国規制】**

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取

引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

**【その他の国】**

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

以上